

山梨県人会十士会会報

Ⅰ 巻頭挨拶

山梨県人会十士会会長 飯窪 光隆



いつも山梨県人会十士会の活動にご理解いただき、厚く御礼申し上げます。今回で会報も第 4 号の発刊となります。

山梨県人会十士会会報第 2 号でご案内しました後、平成 28 年 11 月に十士会に新たな部会「空家対策部会」が発足し、後藤理事が部会長に就任しました。所属している会員は 13 名で、現在まで 3 回の部会及び事例研究を重ねてきました。

そして、山梨県東京事務所長 赤岡重人様からのご連絡をきっかけに、今年 7 月に国土交通省の先駆的空き家対策モデル事業に山梨県県土整備部と連携して応募しましたところ、見事に採択されました。山梨県人会連合会からも全面的なバックアップを受けて事業が進捗中です。

内容としては、県外に在住している県人会の皆様に対して約 6,000 通のアンケートを発送し、空家

の実態調査を行い、その回答を集計・分析します。最終的には実態調査に基づき空家を商品化し、流通を促進して山梨県の空家及び空

家率が少しでも減少する手助けをしたい、と思っています。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本年 10 月 19 日に実施された山梨ワンハンドレッド倶楽部においては、UG 都市建築の山下昌彦さんが「都市計画の未来、人口減少社会とどう向き合うか」というテーマで基調講演をされました。

山梨県には富士山や八ヶ岳・北杜市などの観光地があるが、中心部の甲府市周辺に観光拠点がないことが活性化が進まない、また宿泊客が増えない原因の一つとも述べられていました。

そうしたことが原因でさらに空家が増えているとも言えると思います。魅力ある山梨、魅力ある甲府市及びその周辺市町村になれば自ずと空家も減少してゆくのではないのでしょうか。

山梨県人会十士会も山梨県、甲府市等の関係団体と連携して、空家対策に積極的に取り組んでいきたいと思っています。



平成 29 年 5 月 25 日、山梨県人会連合会弦間会長ら来賓をお迎えして十士会第 5 回総会・懇親会を開催



おかげさまで国土交通省先駆的空き家対策モデル事業に採択されました。空き家実態調査アンケートにご協力ください。

平素は十士会に多大なるご厚情を賜りまして、誠にありがとうございます。また、各県人会のみなさまには、総会などにおいて本会の事業説明の機会を頂戴できたこと、重ねて御礼申し上げます。

その甲斐あり、本会の空き家対策事業が、平成29年度の国土交通省先駆的空き家対策モデル事業に採択されることとなりました。

これは、空き家率全国ワースト1の山梨県において初めて採択された事業であるのみならず、県人会という任意団体の事業が採択されたことも全国初であり、山梨県人会に対する社会的役割の大きさを窺い知ることができます。

具体的な事業の内容でございますが、県人会員のみなさま、県、そして本会が三位一体となり、
・出郷者が所有する空き家の実態を把握する。
・相続手続きなどの諸手続きを受任、空き家を商品化して流通させるシステムを構築する。
・空き家の発生を予防するために、遺言、成年後見、民事信託などの法制度の情報提供と活用促進を行う。

などを実施して参ります。

本年10月より空き家実態調査アンケートの発送を開始いたしましたので、ご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。



甲府盆地の街並みと富士山

第3回Uターンツアー／L L Cまちづくり甲府事業視察を開催

本年8月19日、約30名の参加を得て、第3回Uターンツアーが開催されました。今年は、L L Cまちづくり甲府（市・商工会議所・山梨中銀などによるまちづくり会社）の中心市街地活性化事業を視察。県人会としていかなる貢献が可能であるかを検討しました。

当日は、甲府市役所に集合。L L Cによる現状説明を皮切りに、銀座通り、オリオン通りなどのほか、旧ダイエー跡地に建設中の高層マンションを視察。そののち、こうふ開府500年500日前カウントダウンイベントに参加。武田神社にて、市内小中学生による合唱やスピーチ、甲府市出身の能楽師・佐久間二郎さんの舞台を堪能しました。

最高気温33.4度という猛暑ではありましたが、故郷において有意義な時間を過ごすことができました。

オープンセミナーのご案内

空き家対策関連のセミナーとして、右記2回を予定しております。お誘いあわせのうえ、積極的にご参加いただきますよう、併せてお願いをいたします。

本件に関するお問い合わせ、オープンセミナーへのお申し込みは、後藤貴仁（理事空家対策部会長）TEL 090 - 5815 - 1016 までよろしくお願いいたします。



オープンセミナー①

テーマ 県内初－相続手続未済空き家と中央市の行政代執行

日時 11月16日（木）18：30～20：30

会場 中央大学駿河台記念館

（東京都千代田区神田駿河台3丁目11-5）

オープンセミナー②

テーマ 垣下山梨県県土整備部長挨拶・連合会 弦間会長基調講演・県土整備部&弁護士 講座・個別相談会（無料）

日時 11月19日（日）13：30～16：00

会場 アルカディア市ヶ谷

（東京都千代田区九段北4丁目2-25）

第8回勉強会報告「事業再生の現状」

弁護士 小林 洋介



第8回十士会勉強会が平成29年6月22日に行われました。主題は、**事業再生の現状（事業承継、M&Aに関連して）**ということで、お話をさせていただきました。

「事業再生」という言葉になじみがない方もいらっしゃるかもしれませんが、その主な目的は、企業の過大な債務を整理・弁済して、事業継続を図っていくことであります。この事業再生が達成されることで、債務者企業が保護され、そこに勤める従業員（とその家族）の生活の基盤が維持され、取引先が保護され、債権者の回収の極大化が図られるということになります。また、事業再生によって、事業再編が進み、地域経済の活性化が図られるということもあります。

弁護士の業務分野として「倒産処理」という言葉がございますが、倒産と聞くと、事業が頓挫し、廃業、清算というイメージがあります。事業再生はそうではなくて、あくまで事業を立て直し、事業を継続することで、先ほど述べた事業再生の目

的を達していくことを目指しています。事業再生における弁護士の役割についてもお話させていただきました。

近年は、企業の後継者がいないという「事業承継」問題がクローズアップされることがあります。この事業承継問題には、事業再生の問題が隠れていることがあります。事業承継ができない理由の一つとして、過大債務の存在（経営者の保証債務を含む）があり、これをそのまま後継者に承継することができないという問題意識から、事業承継の際に、事業再生の問題も出てくるという場合があります。

どちらも、事業継続に危機が生じているところが共通しており、事業再生が実現されることにより、安定的な事業継続が確保され、安心して後継者に事業を承継することができるということになります。

また、事業再生をM&A（企業合併、買収）で解決することがごく一般的となっています。再生企業は資金繰りに窮していますので、スポンサーから資金支援を受けて資金繰りを確保し、債務整理の目途が立ったところで、スポンサーの事業を譲渡するスキームで事業再生を実現するというようになります。

十士会総会 & 連合会総会

会報部会 飯島 治

平成29年5月25日に、アルカディア市ヶ谷において十士会第5回総会が開催され、平成28年度事業報告、会計報告および平成29年度事業計画案、予算案が承認されました。



十士会総会で挨拶する飯窪会長（右端）

また、平成29年6月11日の連合会第68回総会では、2年後に控えた創立70周年に向けて結束を固め、韮崎出身でノーベル医学・生理学賞を受賞された大村智博士も登壇して喝采を浴びました。



連合会総会へ出席の十士会会員（京王プラザホテル）

士業界のトピックス

士業の各業界のトピックス、法改正、判例など、
企業や個人に影響のある話題をお届けします

民法改正の重要点について

弁護士 日向 一仁



平成 29 年 5 月 26 日に「民法の一部を改正する法律」が成立しました。この法律は遅くとも 2020(平成 32) 年 6 月 1 日までに施行される予定です。施行はまだ先ではあります

が、個人や企業を問わず広く適用される法律の改正ですので、内容を押さえておく方が良いでしょう。今回は特に重要な点をご説明します。

①時効について

現在は原則として 10 年という消滅時効が定められていますが、改正後は、これに加えて「債権者が権利を行使することができることを知った時」から「5 年間」行使しないときにも債権が消滅するとされました。債権者は権利を行使できることを知っていることがほとんどですので、事実上 10 年から 5 年に短縮されたと言えます。また、不法行為に基づく損賠賠償請求権の時効も 3 年から 5 年(損害および加害者を知った時から)に延長されます。

②個人保証について

事業のための貸金等債務を主債務とする保証契約を個人事業者が結ぶ場合には契約締結日前 1 か月以内に作成された公正証書による保証意思の表示が必要とされ、保証の要件がかなり厳格化されました。

③定型約款について

定型約款というのは新しく設けられた規定です。日常生活においては約款に基づいた契約が多くありますが、相手方の権利を過度に制限する条項や過大な責任を負わせる条項は、契約の内容にならないという点が明確にされました。事業者が「一切の責任を負わない」などの約款をおいても効力はないことになりますので、このような約款を設けている会社では対応が必要になります。

④法定利率について

法定利率は、現在は実勢金利とは関係なく年 5 % ですが、年 3 % となり、かつ今後は実勢金利を基準にして 3 年ごとに見直す変動制となりました。商事法定利率(6 %)の規定も撤廃され民法の法定利率に統一されます。

違法残業とされないために

社会保険労務士 飯島 治

平成 29 年 10 月 6 日、東京簡裁で大手広告代理店の違法残業事件の判決がありました。残業が「違法」となるのはどのような場合でしょうか。労働時間について、労働基準法では次のように定めています(誌面の都合により、条文は一部省略しています)。

第 32 条 使用者は、労働者に、一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。
一週間の各日については、一日について八時間を超えて労働させてはならない。

これに違反すると、6 カ月以下の懲役または 30 万円以下の罰金に処せられます。多くの会社で週 40 時間、1 日 8 時間を超えて働かせることはあるでしょうから、そのたびに罰則を適用されては経営できません。

そこで、労働基準法第 36 条では下記のように労使協定を締結すれば、第 32 条の限度時間を超えて残業させても罰則は適用しないこととしています。

第36条 使用者は、当該事業場の労働者の過半数を代表する者との書面による協定（労使協定）をし、これを行行政官庁に届け出た場合においては、第三十二条の規定にかかわらず、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

この、第36条による労使協定は通称「36（サブロク）協定」と呼ばれますが、36協定を結んで労基署長へ提出すれば無制限に残業させていいわけではなく、厚生労働大臣の定める「時間外労働の限度に関する基準」以下にしなければなりません。

その基準を一部抜粋すると、1週間15時間、1カ月45時間、1年360時間となります。この限度時間を超えて残業させる特別な事情がある場合は、36協定の中に特別条項を作って1カ月60時間などと定めなければなりません。

さらに、労働基準法第37条では残業代について下記のように定めています。

第37条 使用者が、労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその

日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上五割以下の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

結局、違法残業とされるおもなものは下記のいずれかになります。

- 1、36協定を届け出せずに残業させた。
- 2、届け出した36協定の限度時間を超えて残業させた。
- 3、残業させた分の割増賃金を払わない。

冒頭の大手広告代理店では、36協定の限度時間を超えて残業させたので違法残業とされました。

政府は、働き方改革の一つとして、残業の上限規制を導入しようとしています。会社においても、36協定等を整えるだけでなく、業務の効率化等によって少しでも残業時間を減らし、従業員の健康と安全に配慮すべきでしょう。



懇親会BBQに参加して

山本 恭平

平成29年7月23日（日）に中野セントラルパークにて開催されました家族懇親会BBQに参加させて頂きました。

当日は、若干の小雨で不安に感じましたが、テントの準備がされており安心して行えました。日頃は、勉強会や総会、その他県人会活動で各先生方とお顔を合わすことはありましたが、今回はプライベートで先生方と楽しむ機会を頂き有意義な時間を過ごせました。

家族懇親会とのこともあり、皆様お子様連れで、普段とは違う姿で新鮮な気持ちになりました。趣味や旅行、仕事の話、また故郷の話で盛り上がり、会社員の私にとって同じ組織でも同郷の方々との時間は本当に楽しいひとときでした。次回は家族

で参加したいと思います。

今回厚生部会の先生方には、大変お忙しい中、企画して頂きましてありがとうございました。今後も家族懇親会を始めこのようなイベントを続けていき、部会員のコミュニケーションを深めて、部会の活性化と強力な組織になればと思います。



テントの下で楽しいひととき

無料勉強会のご案内

千須和 厚至

勉強会部会では、会員が自己の専門分野について講演する勉強会を定期的に開催しております。どなたでも無料で参加できますので、興味のある方は是非ご連絡ください。勉強会の後に懇親会も用意しておりますので、そちらだけの参加も大歓迎です。

開催日 2月・6月・11月(第3週)午後7時から
場所 早稲田リーガルcommons法律事務所
千代田区九段南1-6-17 千代田会館4階
参加費 無料

過去のテーマ

- ・「紛争の結末から考える会社の労働問題の事前対策と初期対応」
- ・「山梨の中小企業動向と経営力向上について」
- ・「改正個人情報保護法について」
- ・「事業再生の現状(事業承継、M&Aに関連して)」

今後の予定 平成30年2月「会社の決算・申告の実務について」(依田雅明税理士)

申込先 勉強会部会長の千須和宛
(atsushi.chisuwa@nagasawa-law.gr.jp)に連絡をいただければ、毎回、事前に案内メールを送付させていただきます。

無料相談をご活用ください

十士会では、専門家集団としての特長を活かし、県人会関係者や山梨中央銀行のお客様など山梨県ゆかりの皆様の様々な「困りごと」に対して、ご依頼があれば随時「個別相談」(無料)をお受けしています。

【相談テーマ】 法律全般、経営、税務、労務、事業承継、相続・後見、不動産・空き家対策、資産運用、保険年金、ファイナンシャルプランニングなど「十士会」会員の各専門分野です。

【相談方法】 右記「十士会」事務局にご連絡ください。相談案件ごとに最適な専門家相談員をご紹介しますので、相談日時、場所などはご依頼者様

と相談員でお決めください。電話・メール相談、対面相談などご依頼者様のご要望に合わせて柔軟に対応します。

【相談費用】 原則無料です。但し、相談が繰り返される場合、また相談後に業務としてご依頼される場合などは費用が発生することがありますので、初回相談時にご確認ください。

【相談申込先】 十士会事務局
(株)アセッツアールアンドディー・飯窪
電話：03-5366-0421
FAX：03-5366-0423
メール：iikubo@assets-rd.com

十士会会員募集中

十士会では、常時会員を募集しています。郷土愛あふれる士業の集団ですが、堅苦しい会ではなく、下記のような活動を和気あいあいと行なっています。ご賛同いただける山梨ゆかりの士業の方、まずはお問い合わせ下さい。

【活動内容】

- ◆山梨県人会連合会所属の会員や会社向けに専門家セミナーを開催する。
- ◆山梨県人会連合会の情報誌「富士の国」などへ専門的な情報提供を行う。

- ◆山梨県人会連合会の他の会との交流をはかる。
- ◆山梨県との交流をはかる、山梨県への支援を行う。
- ◆金融機関等の顧客を対象とするセミナーや相談会に参加する。

【問い合わせ先】

十士会事務局
※上記、無料相談申込先に同じ。



懇親会のひとコマ

十士会の活動実績、個々の会員の詳しい情報等は、十士会ホームページをご覧ください。

山梨県人会十士会 ⇒ **検索**